

令和5年4月  
国見町農業委員会定例総会会議録

令和5年4月17日 開会  
令和5年4月17日 閉会

国見町農業委員会

令和5年4月  
国見町農業委員会定例総会会議録

---

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
6番	斎藤紀次君	7番	八島富一君
8番	佐藤浩信君	10番	井砂秀明君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

藤田・山崎地区担当	秦正徳君
石母田地区担当	斎藤光弘君
内谷・鳥取地区担当	赤坂齋君
小坂・泉田地区担当	黒田武君
森山地区担当	佐藤正春君
徳江・塚野目地区担当	菊地信七君
徳江・塚野目地区担当	八巻信詞君
貝田・光明寺地区担当	吉田和男君
高城地区担当	高橋一博君
大木戸地区担当	松浦勝美君
西大枝・川内地区担当	松浦富夫君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	阿部善徳君
農業委員会事務局主幹	佐藤智昭君
農業委員会事務局係員	東海林八重子君

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程

令和5年4月17日（月曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長あいさつ
- 2 町長あいさつ
- 3 議事録署名人指名
- 4 欠席者
- 5 会務報告
- 6 議事
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 報告第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の申請について
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
  - 協議第1号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- 7 その他
  - (1) 令和5年度産業振興課・農業委員会事務局の事務分掌について
  - (2) 次回以降の総会日程について

---

午後1時30分開会

○事務局 定刻となりましたので、これより令和5年4月国見町農業委員会定例総会を開催いたします。

まず初めに、4月定期人事異動によりまして、農業委員会事務局の体制が変わりましたので、ご紹介申し上げます。

#### 【事務局職員の紹介】

---

### 1 会長挨拶

○事務局 続きまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございました。

---

## 2 町長挨拶

○事務局 続きまして、年度初めに当たりまして、引地町長にご臨席いただいております。

町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

町長よろしくをお願いいたします。

○町長（引地 真君） 【町長からあいさつ】

○事務局 ありがとうございました。

引地町長におかれましては、この後、公務によりここで退席されます。本日は大変お忙しい中、ご臨席いただき、ありがとうございました。

### 【町長退席】

○事務局 これより、議事進行に入るわけですが、その前に、会場の準備を整えますので、少々お待ちください。

それでは、今後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

---

## 3 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） それでは、議事録署名人であります、こちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） それでは、2番、赤坂正弘委員、10番、井砂秀明委員をお願いいたします。

---

## 4 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きまして、欠席者の報告ですが、今総会については欠席者はおりま

せん。

---

## 5 会務報告

○会長（渋谷福重君） 続きまして、会務報告に移ります。

事務局、お願いします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

---

## 5 議事

### 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

### 報告第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第2号は報告のとおりといたします。

#### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明】

以上、説明といたします。

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号57番、58番の案件について現地調査の結果を森山地区担当、佐藤正春推進委員より、説明をお願いいたします。

○森山地区担当推進委員（佐藤正春君） 受付番号57番、58番について、ただいま事務局説明のとおり、4月6日、事務局とで現地確認をしまりました。何ら問題ありませんでしたので、よろしく審議をお願いいたします。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号59番の案件について、現地調査の結果を徳江地区担当、八巻信詞推進委員より、説明をお願いいたします。

○徳江・塚野目地区担当推進委員（八巻信詞君） 4月5日、事務局と現地の確認をしまりました。内容については説明のとおりでございます。借受人の年齢、88歳となっておりますが、現実には息子と孫でやるというような話を聞いております。内容については何ら問題ありませんので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番

○6番（斎藤紀次君） 57番については、賃料無償ということですが、これはどういうことで無償なのでしょう。

○5番（佐久間久子君） 代わりにいいですか。

〇〇〇〇さんの旦那さんが今まで農家やっていたんですけれども、ちょっと病気になりました、畑全体できないということで、私のほうに問合せがありまして、畑を借りてほしい、人を探してほしいということだったんです。それで、△△△△さん近くなので、無理にお願いして、〇〇さんのほうにも連絡して話し合った結果、無償でいいんですかということで、畑を荒らすよりはやってほしいということなので、無償ということでお願いしたという経過があります。

それで、△△△△さんのほうに借りていただくということで、引き続き、桃植わっているので、それを手入れしてもらおうということになりました。

以上です。

○6番（斎藤紀次君） 分かりました。

登記簿は田んぼということなんですけれども、現況は畑なんですか。

○5番（佐久間久子君） 現況は畑、桃植わっています。

○6番（斎藤紀次君） 分かりました。

○会長（渋谷福重君） ほかにありますか。

○6番（斎藤紀次君） 今の案もなんだけれども、何で3条申請なのかというのとかね、当時の協議というかね、あるんですよ。これだけじゃないんですよ。要するに、何で集積計画で通常はできそうなものだけれども、それを3条で申請ということで、わざわざ司法書士、行政書士頼んで提出するわけだけれども、それはそれなりの理由が多分あるんじゃないのかなというね。

だから、通常、マメに指導というか、考慮していれば、もっと簡単に手続ができるのではないのかなと思うケースもあるので、その辺のその背景なんかも3条申請のときには把握していただくと、教えていただきたいと思うのが一つと。

最初の18条の届出で、解約の理由について、借手からの申出というふうに言って、そのまま言われたんだけど、我々が知りたいのは、その借手の申出だとかそういう理由ではなくて、かなり突っ込んだ背景ね。要するに、高齢化とか、何とかできなくなったということなのか、その他の何らかの理由とか、結局、そもそももともと手離すに当たってのそれなりの必要性とか、そういった可能性を勘案しながら、許可しているわけだ。

それを解約になったということは、だから何でなのか、何でそれが途中で解約になったのかということ、本来、知りたい内容なんだよね。だから、形式的に単に解約、借手の申出だということだけではなくて、だからそこら辺のなぜなのかということ、教えていただくと、今後の募集する人の事務、役に立つというか、参考になると思われますので、その辺もぜひ今後お

教えていただきたいということの一つ要望として。

○事務局 ありがとうございます。

今後の説明の中で、うまく表現できればと思います。ありがとうございます。

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑ございませんか。

高橋推進委員。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） 分からないところがあるのですが、29番の案件で…  
…〇〇さんの件。

○会長（渋谷福重君） それは59番です。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） すみません。〇〇さんの件なのですが、登記が宅地、  
現況桃という案件ですが、これ、宅地であっても、農業委員会の許可が必要なのか教えてください。

○事務局 受付番号59番のその登記地目上宅地の件でございますが、こちらにつきましては、  
町道5号線を買上げた際の用地だったらしくて、昨年4月1日、税務課のほうで現況のほう  
確認いたしまして、現況のほうは桃畑という形、農地として確認していると、それに伴って  
今現在、地目変更の手続を作成している状況に至っているところでございます。よろしいでし  
ょうか。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） はい、分かりました。

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がなしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

## 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といた  
します。

ここで審議に入る前に、議事参与の制限について説明します。



受付番号16番から141番までの案件に関して、2番、赤坂正弘委員が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に関しては議案を分割して審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第2号で議事参与の制限に該当しない案件についてを審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定について説明（制限に該当しない案件）】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の議事参与に該当しない案件につきましては、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号の受付番号16番から141番までの案件について審議します。

2番、赤坂正弘委員は退席をお願いいたします。

[2番 赤坂正弘委員退室]

○会長（渋谷福重君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【【議案第2号 農用地利用集積計画の決定について説明（制限に該当する案件）】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

黒田さん。

○小坂・泉田地区担当推進委員（黒田 武君） 2つほどあるんですけども、有効期限が10

年8か月とありまして、5月1日から12月31日となっておりますが、5月1日といってももう作業始まって、土地を耕運したり、土手を直したり、いろんな作業に入っておるわけですが、その10年8か月という、11年とかじゃなくて、10年8か月というのは、何か意味があるのか。

もう一つは、前の前は、地代が1万5,000円だったんですね。そして、更新されて1万3,000円になって、今回がこの地代の平均の基盤整備したところが1万円ということで、上がってきておるんですけども、これは対地主さんと、話し合った結果決まったのでしょうか、それとも、何か決める方法が別にあったんでしょうかの2点を答弁お願いします。

○事務局 すみません、分かる範囲内でなんですが、期間については、借りる側の小坂アグリの方とも調整の上、この期間でお願いしたいということだったかと思えます。

あと、小作料については、前回の金額よりも下がっているということになりますが、こちらもそのとおりでございまして、小坂地区については、圃場整備をした際に、町内会ごとに改善組合というものを、つくってございまして、その改善組合9つあったかと思うのですが、その改善組合の一番トップに小坂地区営農確立推進協議会という組織がございまして、その協議会の中で次期小作料について幾らがいいかということ相談をした結果、1万円という形で決まったということで伺ってございました。

以上でよろしいでしょうか。

○小坂・泉田地区担当推進委員（黒田 武君） 私も小坂で隣近所借りているもので、こちら、私借りているものだから、安いほうがいいですけども、地主さんに説明するのに、今まではアグリとか一般的な価格でこうなんですと。今度、私はまだ1万3,000円で契約していますけれども、今度、新しく設定する場合に1万円と言ったとき、何だいそれほと、こちらから一方的に通告できない。お互いに話し合いながら地代というものは決まるものなので、そういうのが健全に機能していたのかどうかというのが、ちょっと分からなかったんですね。

あと、そのお金についても、1年10アール当たり1万円、8か月、10アール当たり幾らとなったら、この大きな面積ですから、8か月で借りたほうが安く上がるというような計算で、借りるほうがされたのであれば、貸す側では、その間は別に自分の土地、返してもらったから、じゃ、何か月間はうちのだから、うちで何か作るかというようなものではないんですね。

だから、水稻であれば、1年借りるのであれば、1年借りるのが筋なんですけれども、なぜ8か月というのが出たのかなというのが、8か月、8か月、8か月と貸してきただけではなくて、始まりが5月で終わりが12月というような設定の8か月という、半端が出たんですけれど

ども、8か月と書いていても、年分は払っているんだよということなのかどうか、なぜ、5月1日からになったのかというのが、ちょっとここからは分からない点が。

○事務局 確かに前回の期間が多分12月末までだったというふうに思います。本来であれば、同様に1月から12月までの1年間を例えば5年なり、7年なり、10年というきれいなスパンで1年単位で賃貸借できればよかったんですが、ちょっと町のほうでもこの集積のほうで小坂地区のほうと相談をしながら、じゃ、次、次期、誰がどれぐらい田んぼをアグリに貸すのかどうか、そういった調査のスタートがちょっと遅れてしまったということもございまして、本来であれば、1月1日から貸し借りということでスタートしたかったところなんですけど、申し訳ございません。ちょっとスタートが遅れたが故に最初のスタートが5月1日からというふうになってしまったことについては、申し訳ないなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

なお、8か月ということで、12分の8にするのかどうかは、ちょっとそこは私も実質的には隙間なくアグリで作業のほうはしてございますので、その部分については、土地の所有者にとって、損がないような形でいきたいなというふうには思っています。

あと、やっぱりその小作料が下がるということについては、一番、小坂アグリの場合、面積が非常に大きいものですから、やっぱり米価がここまで下がったときに、小作料を満額でお支払いすると、なかなか会社としての経営も成り立たないということもございまして、米価の下落に伴う小作料の改定ということで、所有者の方に対しては、ちょっと金額が下がるということで、非常に大きな部分かなとは思いますが、地区の農地を守るアグリ継続的な経営のためということでご理解いただければと思います。

○会長（渋谷福重君） よろしいですか。

6番。

○6番（斎藤紀次君） 何かその賃借料って10年間固定なんですか。

○事務局 今回、10アール当たり1万円というふうに書いてございますが、今、お話ししたとおり、やはり組織が大きい会社の経営ということになりますので、万が一、万が一、今後、米価がさらに大幅に下落するようであれば、また協議会のほうを開催して、小作料については柔軟に対応していきたいなというふうには考えております。

○6番（斎藤紀次君） 多分、ただ、料金の改定は、多分何らかの契約上うたっているはずなのでね、ただ、ずっと固定、毎年協議じゃないにしても。

○事務局 そうですね、基本的には、1万ということでやりますが、状況によっては当然そうなるので、改定は必要になってくるかなと。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

○小坂・泉田地区担当推進委員（黒田 武君） 今回の件なんですけれども、小作料が決定するのが、利用改善組合、旧部落、昔の部落の利用改善組合が基盤整備した当時はつくられたんですね。それ相応に、各組合長もありまして、それが今になると有名無実みたいに、おらほは解散したとか、おらほはやってねえぞとか、みんなあつた金はみんな分けたわとかというようなありさまの中で、対誰を対象にして、小作料の交渉をして、あとは次になれば、またもっと安くなれば、そういうどういうふうな対処をして決まったのかというのが、もう少し明瞭であると、私も説明しやすい。

○事務局 小坂の圃場整備、平成、多分12、3年頃からスタートだったから、もうちょっと後ですかね、スタートしたかなと思うのですが、当時、改善組合、各町内会ごとにあつたんですが、その後、改善組合については解散をしたというところも多分あるかと思いますが、その改善組合の一番トップにある小坂地区営農確立推進協議会、こちらのほうは、ちょっと毎年開催まではしていなかったのですが、組織としてはあるものですから、その中で小作料については協議をさせていただいたということになりますが、その決まった小作料を所有者の皆様にとどのような形で周知をしっかりとしたのかというところについて、一番多分、黒田さんが心配しているところかなというふうに思っています。

今回、ちょっとすみません。私もどのような形で、その土地の所有者の方に連絡がいったかということころまでは、ちょっと確認はしていなかったのですが、もしその内容が所有者のほうに伝わっていないということであれば、ちょっとそれはまずい部分でありますので、今後対応は考えていきたいなというふうに思います。

○会長（渋谷福重君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の受付番号16番から141番までの案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の受付番号16番から141番までの案件について国見町農用地利用集積計

画案のとおり承認することに決定いたします。

2番、赤坂正弘委員の退席を解きます。

[2番 赤坂正弘委員入室]

#### 協議第1号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

○会長（渋谷福重君） 次に、協議第1号 令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【協議第1号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明】

○会長（渋谷福重君） 何もないですか。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） 表見てもなかなか分からない部分もあるかと思えますけれども。議事については、これで終了となります。

---

## 7 その他

### （1）令和5年度産業振興課農業委員会事務局の事務分掌について

○会長（渋谷福重君） 続いて、その他に入ります。

では、（1）令和5年度産業振興課農業委員会事務局の事務分掌について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 【農業委員会に関する推薦及び応募の状況、中間公表と、令和5年度産業振興課農業委員会事務局の事務分掌について説明】

○会長（渋谷福重君） まだ、推進委員の方も農業委員の方もまだ申込みまだ上がっていないようですから、ぜひとも、上げていただけるようお願いします。

### （2）次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） 続いて、（2）次回以降の総会日程について、事務局より説明を求めます。

○事務局 【次回以降の総会日程について説明】

○会長（渋谷福重君） 15日か16日でいかがでしょうか。

〔「15でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 2名ほど15日という日程が出ましたので、6月は15日と決定いたします。時間は1時30分。

ここまでなのかい、我々。我々と言ったら申し訳ないんだけど、任期から言っていくと、もう一回あるのかい。

○事務局 任期ですが、7月19日までですので、7月の総会もこのメンバーで開催したいと考えております。

○会長（渋谷福重君） ということだそうで、7月の総会まで、任務を果たすということになります。

じゃ、次に進みます。

産業振興課長から何かありませんか。

○事務局 【令和5年度の町の農林振興関係の補助事業について説明】

○会長（渋谷福重君） この申込みについて、いろいろとダブってもいいんだよ、その事業によってね。

○事務局 大丈夫です。あと、基本的に、各補助によって要件変わってきますので、詳しく知りたいという場合は産業振興課のほうに気軽にお問合せいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○会長（渋谷福重君） それでは、最後に出席農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

松浦さん。

○大木戸地区担当推進委員（松浦勝美君） 会議録というのは、総会后、何日で見られるようになるのでしょうか。まだ、3月分のが見られる状態になっていないので。

○事務局 申し訳ありません。担当が変わったばかりで、手つかず状態だったので、なるべく早くやるようにしたいと思いますので、しばらくお待ちください。すみません。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） なければ、本会議委を閉じます。

どうもありがとうございました。

午後3時20分閉会

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する

令和5年4月17日

国見町農業委員会議長 (会長) \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 (2番委員) \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 (10番委員) \_\_\_\_\_ (印)

会議書記 (事務局長) \_\_\_\_\_ (印)